

## 議員年金を即刻廃止せよ！

一部マスコミ報道がきっかけで、高給批判が強かった国立国会図書館長の給与によろやくメスが入りました。とは言っても国会職員の話でもっと批判が強い国会議員年金は、と言いますと、「国会議員の互助年金等に関する調査会」出した答では、具体的には 国庫負担率を四年程度で五割にまでに引下げること、主眼を置き、議員本人の掛け金負担を七割程度引上げる一方、給付を約三割引下げる、支給資格を在職十年から十二年に引上げる・・・等の内容となっています。

我々、国会議員が引退後に受け取る議員年金について、国会内では賛否両論があるのが実情です。私自身ハッキリ言つて今回の見直し案は、すでに議員年金を受給している引退議員や現職議員で現行の十年の支給資格を満たしている年金額の権利に手を付けていない点は大いに不満であります。

答申として出された今回の内容は、いわゆる保険料に当たる納付金は月額十萬三千円から四年程度で段階的に十三萬三千九百円に引き上げ期末手当からの納付を年間二萬九千五百円から五十九萬二千百円に引上げるため総負担額は現行の百二十六萬五千六百五十円から二百十九萬八千九百円に大幅増となります。

納付期間も現職十年以上から十二年以上に、支給金額も十二年で年間四百二十八萬四千円から二百八十八萬四千円と減額されるといふものです。私から言わせれば『それがどうした？』程度の答申内容で、議員年金そのものを完全撤廃すれば良いわけで、そうすれば逆に納付金を納める必要もないわけです。

町・村議員、市会議員、県会議員共に議員在職十二年を経れば引退後に地方議員年金が受給できます。例えば町・村議員、市議会議員を十二年以上、県議会議員を十二年以上勤めて国会議員になったとします。その場合現職の国会議員であっても、地方議員は引退しているので地方議員年金は貰えます。

そして国会議員を引退すれば町・村議員、市議、県議、国会議員と四箇所から年金がもらえるわけで支給額は町・村議員（給料二十二萬円として年金七十九萬二千円）、市会議員（同四十六萬円として同百六十五萬六千円）、県会議員（同六十二萬円として同二百二十三萬二千円）になり国会議員の年金と合わせると、サラリーマン諸氏からすると「おい、おい、ちょっと待てよ」となるわけです。

答申は、現行の国会議員互助年金法をいったん廃止し、新たな年金制度を創設することで、議員が職責を独立・公正に果たせるよう経済的側面からしたえる制度が必要との色合いが濃いものです。私から言わせれば、国会議員の年金制度そのものを撤廃し、まず早急に手がけなければならぬ本来の年金制度改革が他にもあるのではないのでしょうかと声を大にして訴えたいと思います。サラリーマン諸氏はどのようにお考えでしょうか。

平成十七年 五月吉日

内山 晃